

社会福祉施設等の整備に対する助成事業

助成金申請ガイド

令和 8 年 1 0 月版



公益財団法人車両競技公益資金記念財団
略称「公益記念財団」

【重要事項】

- 「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（建築物省エネ法）」及び「建築基準法（建基法）」の改正法が令和7年4月1日に施行となります。
- 改正法に基づく手続をしていない場合は違法です。
- 本助成事業において、適正な手続を経していない工事は助成の対象としません。また、交付決定後であっても、適正な手続を経していないことが判明した場合は、助成金の交付決定取消し及び助成金の返還となります。
- 申請事業者は、設計監理者に対して、改正法に基づき手続を行うとともに、適正な設計図書を作成及び施工監理を依頼してください。

助成金申請ガイド

目次

- 1. 助成事業の概要・対象・選定基準・P 1
- 2. 助成対象要件・・・・・・・・・・P 2
- 3. 助成対象になる建物の要件・・・・P 3
- 4. 助成対象部位と工事内容・・・・P 5
- 5. 助成事業の流れ・・・・・・・・・・P 6
- 6. 設計監理がなぜ必要なのか・・・・P 7
- 7. 助成金について・・・・・・・・・・P 8
- 8. 助成の対象としない事業費・・・・P 9
- 9. よくあるお問い合わせ・・・・P 1 0
- 1 0. 交付決定の時期・・・・・・・・P 1 5
- 1 1. 個人情報の取扱いについて・・・P 1 5

申請の前に

申請者は、財団ホームページで公開している「助成金の交付に関する規程」を必ず読んでください。

助成事業の概要

社会福祉等の増進を目的として整備された施設のうち、社会福祉法人（以下「法人」といいます。）及び更生保護法人が所有し運営する施設等の補修改善に係る事業（以下「補修改善事業」といいます。）に対する助成を実施します。

助成事業の対象

申請できる施設の種類と法人は次のとおりです。

施設の種類	対象となる法人
保育所等・障害者支援施設	社会福祉法人
更生保護施設	更生保護法人



助成の選定基準

- (1) 申請事業の計画及び実施方法が、目的を達成するために適切であり、かつ十分な成果を期待し得るものであること。
- (2) 助成がなくては、その申請事業の効果を十分に発揮できないと認められるものであること。
- (3) 申請事業が営利を目的としないものであること。
- (4) 申請事業の予想する成果が、特定の者の利益にのみ寄与すると認められないものであること。
- (5) 宗教活動、政治活動を目的とする法人及び反社会的勢力でないこと。
- (6) 本助成事業の完了の日の属する年度（国の会計年度）の末日の翌日から起算し5事業年度を経過していること。

助成対象要件

◎助成金を申請できるか確認しましょう！

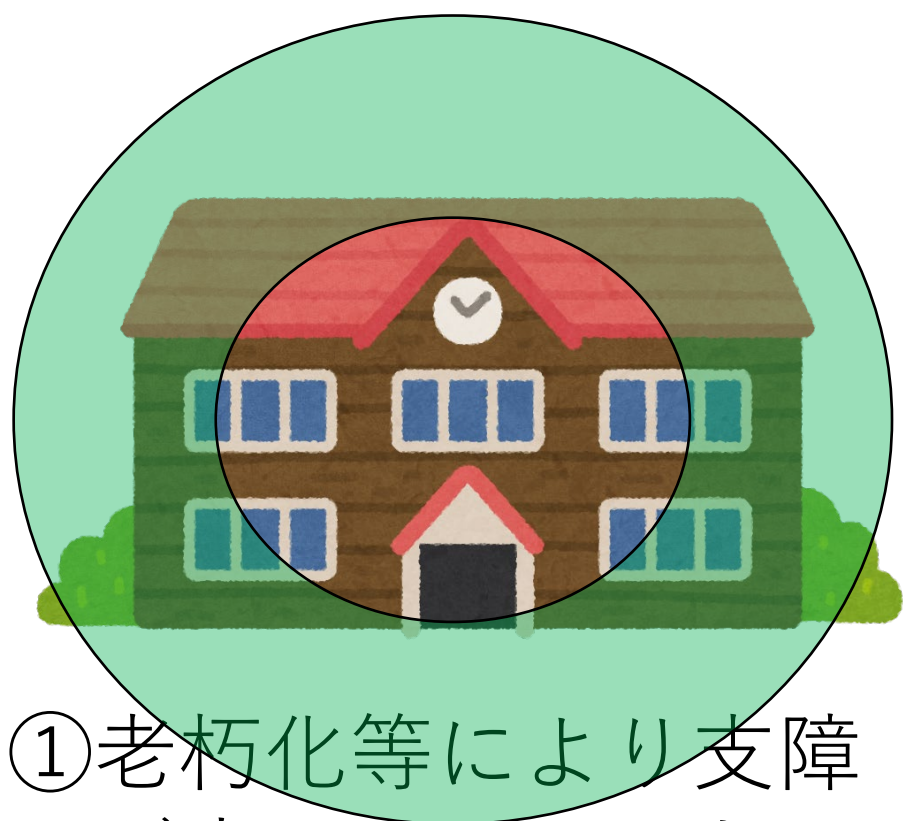
助成する建物等は、保育所等、障害者支援施設及び更生保護の事業を営む完成後15年を経過した次の各号に掲げる事由に適合する建物及びその建物の付帯設備並びに付帯機器（以下「付帯設備等」という。）とします。

- （1）老朽化により支障が生じていること。
- （2）原状回復を必要としていること。
- （3）15年を経過した建物と不可分一体の完成後15年未満の増改築部位又は付帯設備等の補修改善を行う場合は、15年を経過した建物の補修改善工事と同時に行う補修改善であること。
- （4）15年未満の付帯設備等については15年を経過した建物の補修改善工事と同時に行う補修改善であって、次に掲げる要件を満たす場合は助成することができる。
 - ①耐用年数を経過し使用不能又は機能が著しく低下し、使用に耐えない状態であり原状回復を必要としていること。
 - ②当該付帯設備等の部品の供給が終了し、入手困難により修理することができないこと。

助成対象になる建物の要件

対象

完成から15年経過した建物



- ①老朽化等により支障が生じていること。
- ②原状回復を必要としていること。

対象外

完成から15年未満の建物のみ



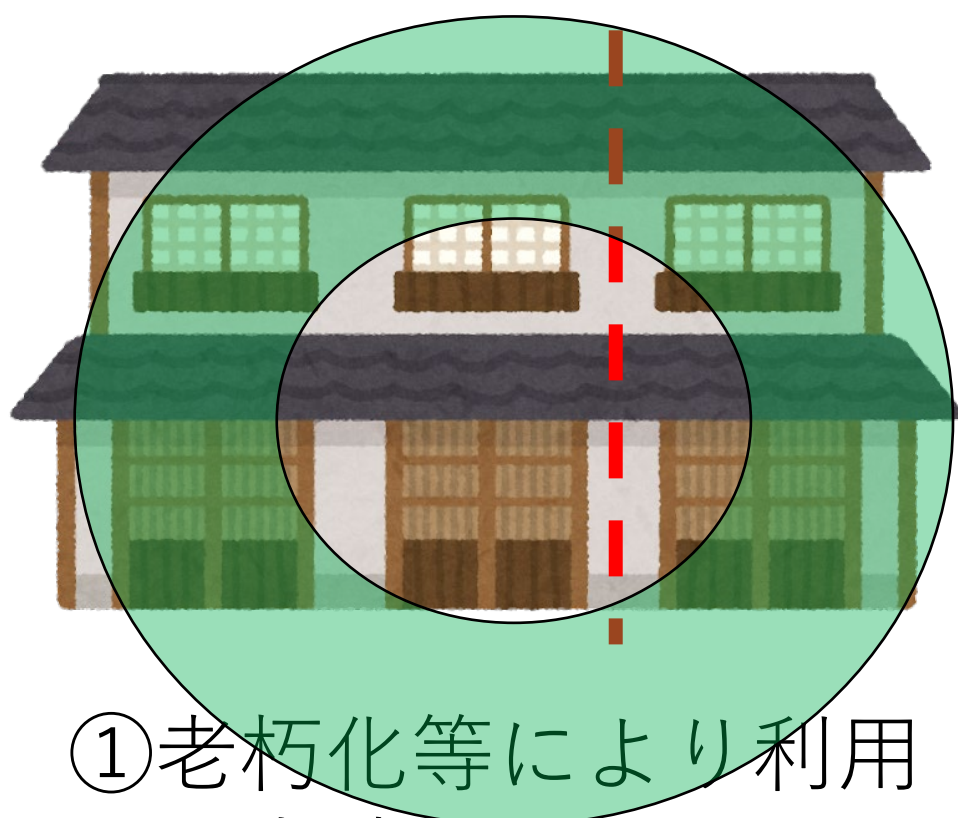
助成対象になる建物の要件

建物等の一部に不可分一体の完成後15年未満の増改築部位及び増設付帯設備等があり、当該部位及び付帯設備等を含めた補修改善を行う場合

建物等の一部に不可分一体の場合 対象

完成後15年を
経過した建物

15年未満
の増築部位



- ①老朽化等により利用上支障が生じていること。
- ②原状回復を必要としていること。

建物等の一部に不可分一体でない場合 対象外

完成後15年を
経過した建物

15年未満の
増築建物



助成対象部位と工事内容

◎計画している補修改善が助成対象となるか確認しましょう！

（１）助成の対象とする建物等の部位及び設備

助成の対象とする建物等の部位
建物の屋根、壁、床、便所、浴室（※）、ベランダ、窓サッシ等
建物に付帯する設備である暖冷房、照明、給湯設備、合併処理槽

（※）保育所等は除く

（２）助成対象とする工事内容

区分	内容
建物の補修改善工事	・ 防水、防錆を目的とした工事 ・ 便器、浴室、浴槽等の交換・補修等 ・ 建物の内装補修工事
改造工事	・ 建築当初の面積、形状は変えずに内部の間取りの変更等、施設の機能改善を目的とした工事 ・ バリアフリー工事
増築工事	・ 制度変更に伴い建物の機能改善が必要となった増築工事。ただし、対象工事の面積が10㎡未満であること。
その他の工事	・ 施設の全ての利用者等の安全確保、環境の維持向上を目的とした補修改善工事であって本財団が認めたもの。
設備工事	・ 暖冷房空調設備の取り換え工事
	・ 照明機器の取り換え工事
	・ 給湯設備の機能低下を改善するための補修又は取換工事
	・ 上記工事に付帯する配線、配管その他の付帯工事
	・ 下水道の整備に伴う合併処理槽の撤去工事

助成事業の流れ

スタート

①法人内で補修工事の事業計画の立案。必要に応じて機関決定してください。



②設計監理者の選定・契約締結。



③事業計画書兼助成金申請書及び誓約書を提出します。



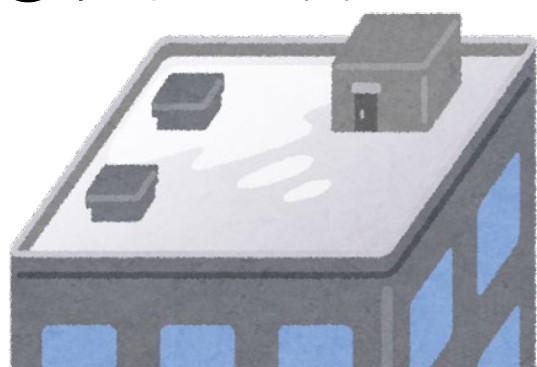
④審査結果の通知を受取ります。



●交付決定通知
助成の交付が決定しました。
次の段階に進みます。

●不採択通知
残念ながら不採択でした。

⑦補修改善工事の完了。



⑥補修改善工事を着工。



⑤工事施工業者の選定して工事契約を締結します。



交付決定通知書記載事項に変更が生じる場合は必ず事前に財団へ連絡してください。

※財団の承認が必要です。

- ・補修改善事業に係る申請事項にやむを得ない事由による変更が生じる場合
- ・完了期限内に工事が終了しない場合

⑧業者へ全額又は自己負担額を支払います。



⑨助成金の受取に必要な書類（助成金振込承諾書・精算払申請書）を提出します。



⑩助成金を受け取ります。

助成金



⑪完了報告書を提出します。

ゴール



設計監理がなぜ必要なのか

◎設計及び監理業務（以下「設計監理」といいます。）は、建築主の立場に立って工事を設計図書と照合して、工事に手抜きや不具合なく設計図書のとおりを実施されているか監理することで、助成する補修改善工事の質を担保するために必要な業務です。

◎建築士法では、建築物の安全性などの質の確保を図るために、原則として建築士が設計、工事監理を行わなければならないこととなっています。

◎設計監理契約の契約当事者は、法人及び登録された建築士となります。工事施工業者が設計監理を行うことはできません。

その理由は上記に記載しているとおり、建築士である設計監理者は、専門家の目で施工を確認し、工事に手抜きや不具合がある場合は、自身の責任において業者に指摘し、改善させます。よって施工業者から中立である建築士事務所を選定してください。

◎設計監理業務の資格を有した施工業者が設計図書作成及び設計監理を行う場合は、その工事入札への参加は、原則として認めていません。

助成金について

助成率及び助成金限度額

施設の種類	助成率	助成金限度額
保育所等	助成対象費用総額の 2 / 3 以内	400万円
障害者支援施設	助成対象費用総額の 3 / 4 以内	500万円
更生保護施設	助成対象費用総額の 2 / 3 以内	1,000万円

【参考：助成金申請額の算定式】

助成金申請額 = 助成対象費用総額 × 助成率
(1万円未満は切捨て)

【注意】 交付決定後に事業費が増減した場合

助成金交付決定通知に記載した助成金額は、申請のあった補修改善事業に対する助成金の上限額です。交付決定後に助成対象費用総額が増額した場合であっても、交付決定した助成金額を超える助成金はお支払いしません。

また、交付決定後に助成対象費用総額が減額した場合は、減額後の助成対象費用総額に助成率を乗じて得た額(1万円未満は切捨て)が助成金額となり、交付決定金額より減額となる場合があります。

助成の対象としない事業費

営利事業

収益事業

公共事業



土地の取得や造成、
賃貸などの費用

全面的に第三者に委託
する補修改善事業



交付決定前に着手(完成)
している補修改善事業

登記、登録等
のための費用



特定の個人団体に
係わる事業(政治・
宗教・個人)



外構（建物以外の園庭、フェンス、
敷居塀、側溝、駐車場、躯体と接
合していないもの等）工事や造園
工事等の費用

備品・機器の購入
費用



振込手数料

よくあるお問い合わせ

【設計監理者に関するお問い合わせ】

Q 1. 設計監理とは何ですか？

設計及び監理業務（以下「設計監理」といいます。）を行える資格を持った建築士が、敷地・建物の情報収集、基本プランの検討、設計図作成、施工業者との打合せ、各工程の確認、完成引渡し立ち合い等を行います。また、施工主の立場に立って設計図書と照合し、工事に手抜きや不具合なく実施されているか監理業務を行います。

Q 2. 空調機器の入れ替えなので、設計監理を予定していませんが必要ですか？

本助成事業は公益目的事業であり、適正な補修改善に対して助成するために、工事の種類に関わらず設計監理は必要になります。空調設備の補修改善における設計監理は

- ①地域の気象条件、建物規模、設備を必要とする各室・空間の面積、形状、利用目的及び利用時間、利用者や職員等の健康面への影響、維持管理等の諸条件の総合的な検討を行う。
- ②冷暖房の運転及び調節の方法、機器の安全性を十分検討し、適切に仕様を設計する。
- ③施工主に代わって工事に手抜きや不具合なく設計図書のとおり実施されているか監理し、補修改善工事の質を担保する。

などの理由で重要な業務ですので、設計監理費用は助成対象経費としています。

Q 3. 設計監理者とはいつ契約すればいいですか？

申請書類には補修改善の計画に必要な設計監理者の設計図書があります。設計・見積もりなどに時間を要しますので、申請直前ではなく、補修改善計画を立てる段階で、設計監理者を選定し、契約を締結することが望ましいです。



Q 4. 工事施工業者と設計監理は同じ業者でもいいですか？

工事施工業者が設計監理を行うことはできません。

その理由は、設計監理者は、工事と設計図書を照合し、設計図書どおりに工事が実施されているかを第三者の目で確認し、工事に手抜きや不具合がある場合は設計監理者の責任において業者に指摘、改善しなければならないからです。

したがって、施工業者に対し中立な建築士事務所を選定してください。

同様の理由から、施工業者が設計図書作成及び設計監理を行う場合は、その施工業者の工事入札への参加は原則として認めていません。

【申請書添付書類に関するお問い合わせ】

Q 5. 建築確認申請書、建築確認済証とは何ですか？

設計段階で建築基準法の規定に適合しているか否かの確認が「建築確認」です。

建築確認で法令上問題ないことが確認できた場合、各市区町村に建築確認申請を行います。

申請が受理された場合にのみ発行されるのが「建築確認通知書」です。

Q 6. 検査済書とは何ですか？

検査済証は、建築基準法で定められた「建築確認、中間検査、完了検査」の3つがすべて完了し、その建物が法律の基準に適合していることが認められたときに交付される書類です。

これら建築過程の検査は、建築物の安全性等の確保を目的とする制度で、一定の建物を建築しようとする場合は、この検査が義務付けられます。

検査済証がない建物は、適法な建物であることを確認できません。

※公益目的事業である本財団の助成は、法令に違反している建築物には助成できません。

書類の見本は別添「提出書類見本」をご参照ください。

Q 7. 建築確認申請書、建築確認済証、検査済書がありません。添付せずに申請できますか？

建物が法律の基準に適合していることを証明する書類です。添付がない場合は、原則として申請を受理しません。

なお、紛失等でお手元にない場合は、届け出機関又は自治体に相談してください。

自治体の次の事項を証明する「建築計画概要書」「台帳記載事項証明書」等の証書が取得できます。

- (1) 申請が提出されたこと。
- (2) その時点の計画内容がわかる資料



Q 8. 工事対象が建物の一部なのですが、建物全体の仕上図、平面図、立面図、断面図は必要ですか？

必要です。

これらの設計図書は、本財団の一級建築士が査定を行います。設計図書に不備がある場合は、適正な査定ができないため、申請を受理しないことがあります。



Q 9. 事業報告書、収支報告書、貸借対照表、事業計画書、事業予算書はいつの書類を提出したらいいですか？

【事業報告書、収支報告書、貸借対照表、財産目録】

申請法人の事業や財務について確認します。

直近で終了した事業年度の書類を提出してください。

(例：令和8年10月に申請書を提出する場合は令和7年度)

【事業計画書、事業予算書】

申請工事が法人内で機関決定されているかを確認します。

補修改善事業を行う年度のものを提出してください。

※当該書類が申請書提出時に決議されておらず間に合わない場合は、申請書P8「提出書類」の当該書類欄外に提出予定日を記載の上、決議後速やかに提出してください。

【施工業者に関するお問い合わせ】

Q10. 見積もりを取った業者に工事を発注していいですか？

原則として申請のために見積を徴収した業者に工事を発注することはできません。

施工業者の決定にあたっては、「社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて」又は法人の調達規程等に則り、2社以上からの見積もり又は入札など競争により決定してください。

そのため予定価格の算出に必要な参考見積を徴収した業者は、この競争に参加することはできません。

交付決定の時期

令和9年2月下旬

個人情報の取扱いについて

助成申請に際して収集した個人情報は、本財団の個人情報保護規程に基づき、本財団の定款に定める公益の増進を目的とした諸事業の実施に係る審査、連絡及び情報公開（事業年度、事業実施団体名又は事業実施者名・事業内容・助成金の金額・事業成果の概要・事業に関する補足情報）のみに利用いたします。

詳しくは各施設種類別の「応募要領」をご参照ください。

別添「提出書類見本」

お問い合わせの多い「建築確認申請書」「確認済証」「検査済証」については、以下の見本をご参照ください。

建築確認申請書(見本)

確認申請書(建築物) (第一面)

建築基準法第6条の2第1項の規定による確認を申請します。申請にあたっては、
確認検査業務約款を遵守します。またこの申請書及び添付図書
に記載の事項は、事実と相違ありません。

なお、申請にあたっては、
の確認検査業務約款及び確認検査
業務手数料規程によることを承諾します。

指定確認検査機関

代表取締役 様

平成 年 月 日

建築主氏名 ※ 建築主の捺印(認印可) (印)

上記代理人氏名 ※ 建築確認申請業務を行う者 (印)

設計者氏名 (印)

※手数料欄

※受付欄	※消防関係同意欄	※決裁欄	※確認番号欄
平成 年 月 日			平成 年 月 日
第 号			第
係員印			係員印

(注意)

- ① 数字は算用数字を用いて下さい。
- ② ※印のある欄は記入しないで下さい。

第一面

(第二面)

建築主等の概要

【1. 建築主】	
【イ.氏名のフリガナ】	
【ロ.氏名】	
【ハ.郵便番号】	建築主の住所・氏名等を記載
【ニ.住所】	
【ホ.電話番号】	
【2. 代理人】	施主に代わって確認申請を行う者の住所・氏名・設計事務所登録番号の記載
【イ.資格】	(一級) 建築士 (大臣) 知事登録第 号
【ロ.氏名】	
【ハ.建築士事務所名】	(一級) 建築士事務所 (大阪府) 知事登録第 号
【ニ.郵便番号】	
【ホ.所在地】	
【ヘ.電話番号】	
【3. 設計者】	設計者の住所・氏名・事務所登録番号の記載
【イ.資格】	(一級) 建築士 (大臣) 知事登録第 号
【ロ.氏名】	
【ハ.建築士事務所名】	(一級) 建築士事務所 (大阪府) 知事登録第 号
【ニ.郵便番号】	
【ホ.所在地】	
【ヘ.電話番号】	
【4. 建築設備に関し意見を聴いた者】	
【イ.氏名】	
【ロ.勤務先】	
【ハ.郵便番号】	設計・施工で依頼する場合は、 設計者・工事監理者・工事施工者が同一名称となります。
【ニ.所在地】	
【ホ.電話番号】	
【5. 工事監理者】	監理を行う者の住所・氏名・事務所登録番号の記載
【イ.資格】	(一級) 建築士 (大臣) 知事登録第 号
【ロ.氏名】	
【ハ.建築士事務所名】	(一級) 建築士事務所 (大阪府) 知事登録第 号
【ニ.郵便番号】	
【ホ.所在地】	
【ヘ.電話番号】	
【6. 工事施工者】	工事を行う業者の住所・氏名・建設業登録番号の記載
【イ.氏名】	
【ロ.営業所名】	建設業の許可 □ 大臣 □ 知事 (特・般-) 登録第 号
【ハ.郵便番号】	一般的には設計事務所に設計依頼する場合は、確認申請提出時工事施工者は 決まっていないため未定にて提出する。
【ニ.所在地】	業者未定の場合は、施工業者が決定した施工業者選定届けを後日提出される。
【ホ.電話番号】	
【7. 備考】	(建築物の名称又は工事名、フリガナ)

第二面

建築確認申請書(見本)

(第三面)

建築物及びその敷地に関する事項

【1. 地名地番】			
【2. 住居表示】			
【3. 都市計画区域の内外の別等】	☐ 内 ☐ 市街化区域 ☐ 市街化調整区域 ☐ 区域区分未設定都市計画区域 ☐ 外		
【4. 防火地域】	☐ 防火地域 ☐ 準防火地域 ☐ 指定なし (法22条 ☐ 内 ☐ 外)		
【5. ※その他の区域、地域、地区、街区】			
【6. 道路】	(m)		
【イ.幅員】			
【ロ.敷地と接している部分の長さ】			
【7. 敷地面積】			
【イ.敷地面積】(㎡)	(1) (敷地面積の記載)	() () ()	() () ()
	(2) () () ()	() () ()	() () ()
【ロ.用途地域等】	(敷地の用途地域種別記載)		
【ハ.建築基準法第52条第1項及び第2項の規定による建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合】	() () () ()		
【ニ.建築基準法第53条第1項の規定による建築物の建築面積の敷地面積に対する割合】	() () () ()		
【ホ.敷地面積の合計】	(1)	(2)	() () ()
【ヘ.敷地に建築可能な延べ面積を敷地面積で除した数値】	指定容積率の記載 %		
【ト.敷地に建築可能な建築面積を敷地面積で除した数値】	指定建ぺい率の記載 %		
【フ.備考】			
	コード番号	具体的用途	
【8. 主要用途】	(区分)		
【9. 工事種別】	☐ 新築 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 用途変更 ☐ 大規模の修繕 ☐ 大規模の模様替		
【10. 建築面積】	(申請部分)	(申請以外の部分)	(合計)
【イ.建築面積】(㎡)	(建築面積の記載)	() () ()	() () ()
【ロ.建築面積の敷地面積に対する割合】	% ← 計画案の建ぺい率記載		
【11. 延べ面積】(㎡)	(申請部分)	(申請以外の部分)	(合計)
【イ.建築物全体】	() () ()	() () ()	() () ()
【ロ.地階の住宅の部分】	() () ()	() () ()	() () ()
【ハ.共同住宅の共用の廊下等の部分】	() () ()	() () ()	() () ()
【ニ.自動車庫等の部分】	(ビルトインガレージの面積記載(容積率の緩和対応))		
【ホ.住宅の部分】	() () ()	() () ()	() () ()
【ヘ.延べ面積】	(延べ床面積の記載)		
【ト.延べ面積の敷地面積に対する割合】	% ← 計画案の容積率記載		
【12. 建築物の数】			
【イ.申請に係る建築物の数】	棟		
【ロ.同一敷地内の他の建築物の数】	棟		
【13. 建築物の高さ等】	(申請に係る建築物)	(他の建築物)	(PHを含む高さ)
【イ.最高の高さ】(m)	() () ()	() () ()	() () ()
【ロ.階数】	地上 () () ()	地下 () () ()	() () ()
【ハ.構造】	造 一部 造		
【ニ.建築基準法第56条第7項の規定による特例の適用の有無】	☐ 有 ☐ 無		
【ホ.適用があるときは、特例の部分】	☐ 道路高さ制限不適用 ☐ 隣地高さ制限不適用 ☐ 北側高さ制限不適用		
【14. 許可・認定等】			
【15. 工事着手予定年月日】	平成 年 月 日		
【16. 工事完了予定年月日】	平成 年 月 日		
【17. 指定特定工程工事終了予定年月日】	(特定工程)		
(第 回) 平成 年 月 日	(役所 若しくは 国が指定する民間検査機関の)		
(第 回) 平成 年 月 日	(検査予定日の記載)		
(第 回) 平成 年 月 日	() () ()		
【18. その他必要な事項】			
【19. 備考】	☐ 自己所有地 ☐ 借地		

第三面

(第四面)

建築物別概要

【1. 番号】			
【2. 用途】	(区分)	具体的用途	
	(区分)		
	(区分)		
	(区分)		
	(区分)		
【3. 工事種別】	☐ 新築 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 用途変更 ☐ 大規模の修繕 ☐ 大規模の模様替		
【4. 構造】	構造の種別記載	造	一部 造
【5. 耐火建築物】	☐ 耐火 ☐ 準耐火イ ☐ 準耐火ロ-1 ☐ 準耐火ロ-2 ☐ その他		
【6. 階数】	耐火建築物の種別		
【イ.地階を除く階数】	階		
【ロ.地階の階数】	階		
【ハ.昇降機塔等の階の数】	階		
【ニ.地階の倉庫等の階の数】	階		
【7. 高さ】			
【イ.最高の高さ】	m (PH m)		
【ロ.最高の軒の高さ】	m		
【8. 建築設備の種類】	☐ 電気 ☐ ガス ☐ 給排水 ☐ 換気 ☐ 空調 ☐ 暖房 ☐ 冷房		
	☐ 排煙 ☐ 煙突 ☐ 避雷 ☐ し尿浄化槽 ☐ 昇降機 (エレベーター・エスカレーター・小荷物専用昇降機)		
	☐ 非常用照明 ☐ 消防用設備等		
【9. 確認の特例】			
【イ.建築基準法第6条の3第1項の規定による確認の特例の適用の有無】	☐ 有 ☐ 無		
【ロ.適用があるときは、建築基準法施行令第13条の2各号に掲げる建築物の区分】	第 号		
【ハ.建築基準法施行令第13条の2第1号又は第2号に掲げる建築物に該当するときは、当該認定型式の認定番号】			
【ニ.建築基準法第68の20第1項に掲げる認証型式部材等に該当するときは、当該認証番号】			
【10. 床面積】(㎡)	(申請部分)	(申請以外の部分)	(合計)
【イ.階別】	(各階の床面積記載)	() () ()	() () ()
	() () ()	() () ()	() () ()
	() () ()	() () ()	() () ()
	() () ()	() () ()	() () ()
	() () ()	() () ()	() () ()
【ロ.合計】	() () ()	() () ()	() () ()
【11. 屋根】			
【12. 外壁】	仕上材の記載		
【13. 軒裏】			
【14. 居室の床の高さ】	mm		
【15. 便所の種類】	☐ 水洗 ☐ くみ取り ☐ くみ取り(改良)		
【16. その他必要な事項】			
【17. 備考】			

第四面

確認済証(見本)

	
第十五号様式(第三条の四関係)	
建築基準法第6条の2第1項の規定による 確 認 済 証	
建築主、設置者又は築造主 株式会社  代表取締役 	第KBI-YKH19-10-●●●● 令和元年8月●日
指定確認検査機関名 株式会社 ●●● 建築確認検査機関	
下記による計画は、建築基準法第6条第1項(建築基準法第6条の4第1項の規定により読み替えて適用される同法第6条第1項)の建築基準関係規定に適合していることを証明する。	
記	
1 建築場所、設置場所又は築造場所 	
2 建築物、建築設備若しくは工作物又はその部分の概要	
1) 種類	擁壁
2) 高さ	3.81 m
3) 構造	鉄筋コンクリート造
4) 工事種別	新築
5) その他の必要な事項	
6) 工作物の数	1
3 確認を行なった確認検査員氏名	
4 適合判定通知書の番号	
5 適合判定通知書の交付年月日	
6 適合判定通知書の交付者	
(注意) この証は、大切に保存しておいてください。	

検査済証(見本)

建築基準法第7条の2第5項の規定による

検査済証

第 号
平成 年 月 日

様

指定確認検査機関

下記に係る工事は、建築基準法第7条の2第1項の規定による検査の結果、建築基準法第6条第1項（建築基準法第6条の3第1項の規定により読み替えて適用される同法第6条第1項）の建築基準関係規定に適合していることを証明する。

記

1. 確認済証番号 第 号

2. 確認済証交付年月日 平成 年 月 日

3. 確認済証交付者

4. 建築場所、設置場所又は築造場所

5. 検査を行った建築物、建築設備若しくは工作物又はその部分の概要

【主要用途】	一戸建ての住宅	
【工事種別】	新築	
【床面積】	延べ床面積(建築物全体)	m ²
	今回検査対象床面積	m ²
【申請棟数】		棟
【建築物の構造】		造
【建築物の階数】	地階を除く階数(地上階数)	階
	地階の階数	階

6. 検査年月日 平成 年 月 日

7. 検査を行った確認検査員氏名

(注意) この証は、大切に保存しておいてください。